

宇治市交通バリアフリー検討委員会運営規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この運営規程は、宇治市交通バリアフリー検討委員会設置要項（平成 26 年 7 月 1 日施行、以下「要項」という。）第 8 条の規定に基づき、宇治市交通バリアフリー検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 会長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、会議の 7 日前までに会議の日時、場所及び議案等を要項第 3 条に規定する委員並びに要項第 6 条第 3 項に規定する会長が出席を求めた者（以下「委員等」という。）に文書で通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

（欠席の届出）

第 3 条 委員等は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出るものとする。

（委員等の代理）

第 4 条 委員等のうち学識経験者の代理は認めない。ただし、代理者が出席する場合は、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

（会議の公開）

第 5 条 会議は、要項第 6 条第 4 項の規定に基づき原則公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席した委員の過半数をもって議決したときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（会議録）

第 6 条 会議については、会議録を作成するものとする。

2 会議録には、会長及びあらかじめ会長が指名する委員が署名するものとする。

（雑則）

第 7 条 この規程に定めのない事項は、委員会の議決を経て会長が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 7 月 24 日から施行する。